

【提出書類一覧表】

1. 提出書類

提出する書類		様式1	様式2	理由書	
いずれのサービスも紹介率が80%を超えなかった場合		○	×	×	
紹介率が80%を超えたサービスがある場合	正当な理由に該当しない	○	×	×	
	正当な理由に該当する	1	○	×	×
		2	○	×	×
		3	○	×	×
		4	○	×	×
		5	○	○	任意様式

注：令和3年度後期（令和4年4月～令和4年9月適用）で減算ありとなった事業所が、減算なしとなる場合には提出が必要です。

2. 介護給付費算定に係る体制に変更がある場合の提出書類

特定事業所集中減算「なし」→「あり」または、「あり」→「なし」となる場合	「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の提出が必要
--------------------------------------	---

3. 正当な理由

正当な理由	1	2	3	4	5
	訪問介護等のサービスが、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域にそれぞれのサービスに係る事業所が5事業所未満である場合				
		特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合			
			判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数（当該居宅介護支援事業所の居宅サービス計画総数を判定期間の月数で除した件数をいう。）が20件以下である場合		
				判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合	
					サービスの質が高いことによる利用者が希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合

※上記は正当な理由の概要です。必ず別紙「特定事業所集中減算の正当な理由の範囲について（令和3年度の取扱）」をご確認ください。

※特定事業所集中減算に関するQ&A（厚生労働省ホームページ⇒介護サービス関係Q&A集に掲載）